

環境厚生常任委員会

日 時 平成27年3月25日（水）午前10時15分～
場 所 第1委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

（1）第79号議案 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【環境市民部】

4 討 論～採 決

5 その他

平成 2 7 年 3 月市議会定例会

環境厚生常任委員会

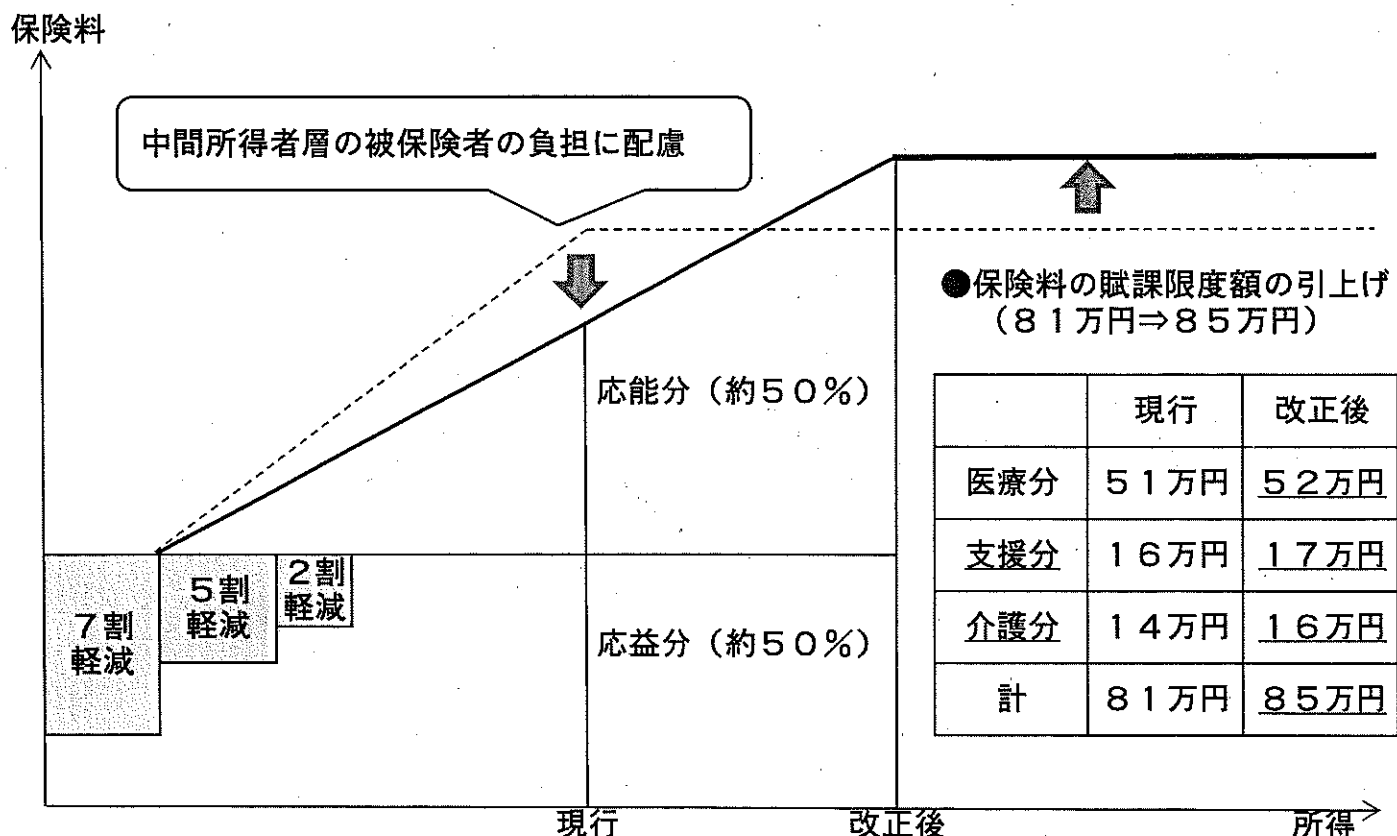
(国保条例の一部改正資料)

環境市民部保険医療課

【保険料の賦課限度額について】

○国民健康保険料は、政令により賦課限度額が定められており、各市町村は、この額を超えない範囲で賦課限度額を条例で規定している。

○賦課限度額の引上げにより、中間所得者層（低所得者層を対象とした均等割・世帯割の法定軽減に該当する所得を超え、賦課限度額に到達するまでの所得者層）の負担軽減を図る効果が見込まれる。



参考：平成26年度 国民健康保険料率

区分	所得割額	均等割額	平等割額	最高限度額
医療分 (医療給付費分)	加入者の基礎控除後の総所得金額の 8.10%	加入者1人につき 25,000円	1世帯につき 21,000円	510,000円
支援分 (後期高齢者支援金分)	加入者の基礎控除後の総所得金額の 1.9%	加入者1人につき 6,500円	1世帯につき 5,500円	160,000円
介護分 (介護納付金分)	対象者の基礎控除後の総所得金額の 2.40%	対象者1人につき 8,500円	対象者がいる世帯につき 5,000円	140,000円

※基礎控除後の総所得金額とは、その世帯の加入者ごとの総所得金額から、それぞれ33万円（基礎控除）を控除した後の額です。

【保険料＝所得割額＋均等割額＋平等割額】

保険料は、医療分と支援分、介護分があり、それぞれの区分ごとに算出し、3つを合わせたものが1年間の保険料となります。介護分は、40歳から64歳までの人（介護保険第2号被保険者）が対象となります。

【賦課限度額の推移】

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
医療分	国基準	47万円	50万円	51万円	51万円	51万円	51万円	52万円
	亀岡市	47万円	50万円	51万円	51万円	51万円	51万円	
支援分	国基準	12万円	13万円	14万円	14万円	14万円	16万円	17万円
	亀岡市	12万円	13万円	14万円	14万円	14万円	16万円	
介護分	国基準	10万円	10万円	12万円	12万円	12万円	14万円	16万円
	亀岡市	10万円	10万円	12万円	12万円	12万円	14万円	

【限度超過世帯等の推移（当初賦課時）】 ※H27は、H26.11月末時点で試算

年 度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
国保世帯数		13,334	13,458	13,580	13,725	13,934	13,938	13,865
医療分	限度超過世帯	266	177	229	227	218	223	225
	比率	1.99	1.32	1.69	1.65	1.56	1.60	1.62
支援分	限度超過世帯	321	202	160	166	160	121	125
	比率	2.41	1.50	1.18	1.21	1.15	0.87	0.90
介護分	限度超過世帯	263	208	197	186	171	97	100
	比率	3.94	3.10	2.87	2.72	2.56	1.53	1.59

参考：保険料の計算例（家族3人加入の場合）

		平成26年中の総所得	賦課基準所得（総所得-33万円）
世帯主	50歳	7,962,000円	7,632,000円
配偶者	48歳	無	0円
子	20歳	無	0円
合計			7,632,000円

■医療分の保険料

所得割額	763.2万円×8.10%≒618,190円	
均等割額	3人×25,000円＝75,000円	
平等割額	21,000円	現行
	714,190円⇒	510,000円
		改正後
		520,000円

■支援分の保険料

所得割額	763.2万円×1.90%≒145,000円	
均等割額	3人×6,500円＝19,500円	
平等割額	5,500円	現行
	170,000円⇒	160,000円
		改正後
		170,000円

■介護分の保険料

所得割額	763.2万円×2.40%≒183,160円	
均等割額	2人×8,500円＝17,000円	
平等割額	5,000円	現行
	205,160円⇒	140,000円
		改正後
		160,000円

■保険料合計（年間保険料）

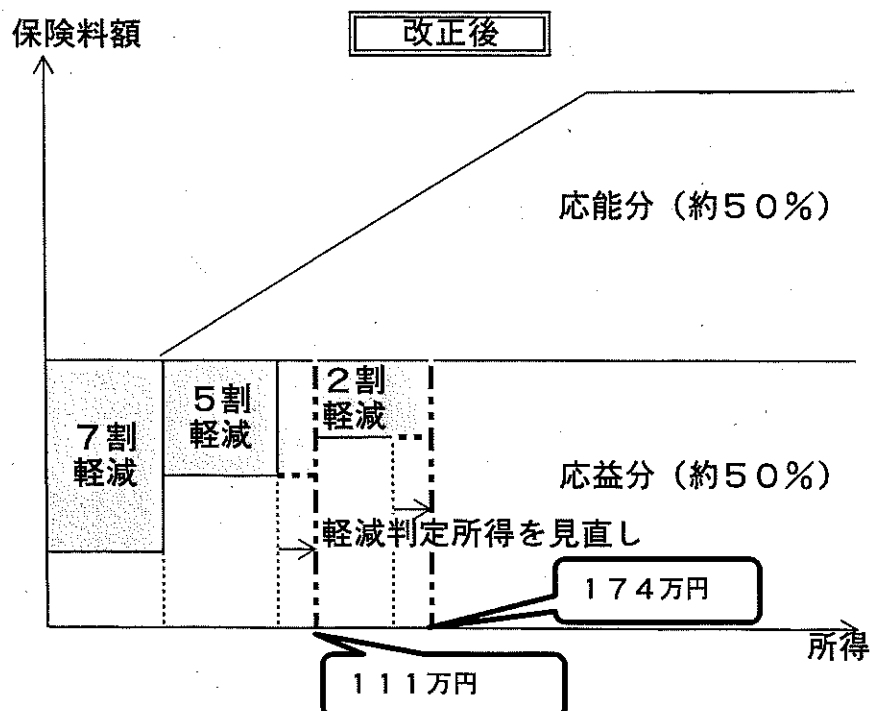
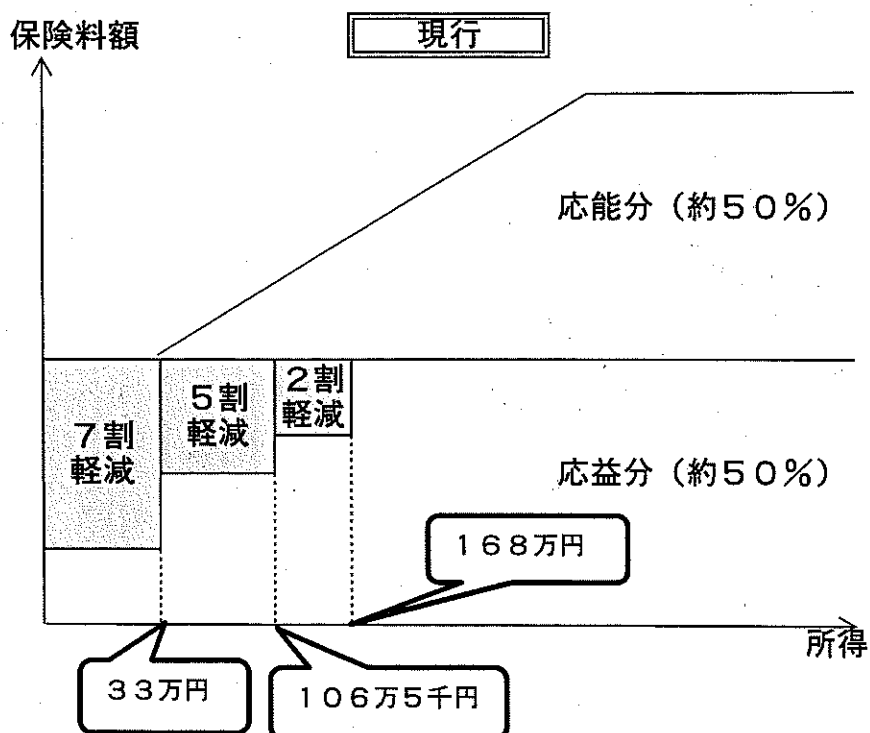
医療分＋支援分＋介護分＝ 現行 810,000円 ⇒ 改正後 850,000円

【低所得者の保険料負担の軽減について】

○国民健康保険料の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

- ① 5割軽減……軽減対象となる所得基準額を見直す。
 (現行) $33\text{万円} + 24.5\text{万円} \times \text{被保険者数}$
 (改正後) $33\text{万円} + 26.0\text{万円} \times \text{被保険者数}$
- ② 2割軽減……軽減対象となる所得基準額を見直す。
 (現行) $33\text{万円} + 45\text{万円} \times \text{被保険者数}$
 (改正後) $33\text{万円} + 47\text{万円} \times \text{被保険者数}$

※三人世帯の場合



老人医療費支給条例の一部改正に賛成

京都府における老人医療助成制度の見直しに伴い、医療助成の対象者を65歳以上70歳未満の者で所得税非課税世帯に属するものとする、また医療費の自己負担割合を原則2割負担に変更しようとするもの。

制度が創設された昭和45年と現在を比べると、高額療養費制度の充実など、状況は変化しており、持続可能で安定的な制度として維持していく観点から見直しを行うもの。

介護保険条例の一部改正に賛成

平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画の実施に伴い、介護保険料を改定しようとするもの。

国の所得段階区分を基本に、

被保険者の負担能力に応じて12段階の保険料を設定しており、改定後の基準額は、月額5,196円、年間62,352円であり、現行と比較して月額62円、年額744円の増額。

賛成討論

有意義な助成であったが、国の制度にどこまで地方自治体がかせでできるかについては、他の制度が充実して来たことも勘案して判断すべきである。

反対討論

年金引き下げや消費税増税で、高齢者が暮らしにくいなか、追い打ちをかける福祉制度の後退である。

主な質疑

(問・議員、答・担当部課長)

問 改定により保険料が値上げされるのか。

答 基準額は値上げとなるが、国の所得段階区分を基本にして本市の所得段階区分を改定している、12段階のうち下がる所得段階区分も一部ある。